

平成25年度

第1回地域密着型サービス運営委員会

—議 事 録—

日時：平成25年5月15日（水）20:10～ :

場所：千代田保健所 3階 多目的ホール

千代田区 高齢介護課

■開催日時・出席者等

日時	平成25年5月15日(水) 20:10～20:46	
場所	千代田保健所 3階 多目的ホール	
出席者	委員	飯島委員長、加賀副委員長、小林委員、真鍋委員、泉田委員、廣瀬委員、大島委員、萩原委員
	事務局	古田高齢介護課長、土谷保健福祉部副参事(特命担当) 平林高齢介護課介護事業指定係長、藤巻高齢介護課管理係長、本多高齢介護課介護事業指定係主事

■議事録

〈開会〉

○古田高齢介護課長 それでは、委員の皆様方にはお忙しい中、介護保険運営協議会に引き続きということで、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、平成25年度第1回の地域密着型サービス運営委員会を開催したいと思います。

本日、ご出席いただいております委員の方は8名でございます。本日、松本委員からはご欠席の連絡をいただいております。なお、先ほど介護保険運営協議会のところでもご報告しましたとおり、昨年度、本運営委員会でご審議いただきました地域密着型サービス等の条例につきましては、平成25年4月1日施行となりましたので、改めてご報告をさせていただきます。ありがとうございました。

それではまず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。次第の後に座席表、委員名簿、資料1としまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況について、資料1-②としまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護規則の抜粋でございます。資料2としまして、事前資料に係る説明です。次に資料2-②、現地調査報告、資料は以上でございます。

不足等ございましたら、お申しつけいただければと思います。

それでは、進行のほうを飯島委員長、よろしく願いいたします。

〈議事〉

○飯島委員長 それでは、皆さん、お疲れだと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次第に沿って議事を進めたいと思います。まず、第1番目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○古田高齢介護課長 それでは、資料に沿って担当よりご説明させていただきます。

○平林係長 介護事業指定係長の平林と申します。私から資料1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況について説明させていただきます。介護保険運営協議会でもご説明いたしましたが、本年4月1日よりこのサービスを開始しております。まだ実施してから、1カ月ですが、実施事業者から利用状況ということで情報をいただいております。皆様方に資料1でお配り

したものです。資料に基づき、私の方で読み上げて説明させていただきま
すので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目の指定年月日ですが、本年4月1日となります。

2番目、指定事業者です。株式会社グラフィス。事業所はグッドライフ
24です。社会福祉法人多摩同胞会は、事業所名が、かんだ連雀いつでも
サポートサービスです。

3番目のサービス利用状況内訳ですが、(1)、今現在、利用者数3名、
そのうち3名が全部女性ということになっております。

(2) 要介護度、要介護1が2名、要介護4の方が1名という内訳です。

(3) 年齢別では、70歳代の女性の方が1名、80歳代の女性の方が
2名となっております。

(4) 世帯構成ですが、3名とも独居ということになっております。

(5) サービス形態ですが、訪問介護（定期巡回訪問）のみの方が要介
護1で2名、訪問介護と訪問看護を両方組み合わせて申し込んでいる方が、
要介護4の方で1名となっております。

(6) 利用者住所ですが、麴町地域の方3名ということになっておりま
す。ただし、本サービスにつきましては、千代田区のほうで区全域を対象
として2事業者を指定しましたので、今後の利用者については麴町地域に
限定されず、もちろん麴町地域にある事業所が神田地域を実施するという
こともあります。

次に、(7) 利用の理由については、複数回答をいただいております。

①施設入所待ちが1件、②服薬確認が2件、③おむつ交換が1件、④在宅
生活での安心感ということで3件の回答をもらっております。

(8) 定期巡回サービスの利用延べ回数は、要介護1の方が57回、要
介護4の方が86回。要介護が高くなるにしたがって、やっぱり回ってい
る回数が多いということがわかります。

これを(9)で平均利用回数に直しますと、要介護1の方が1日当たり
1.78回、要介護4の方で1日当たり2.87回ということになります。

(10) 随時対応サービスです。オペレーターが訪問介護員等の派遣等
を判断するサービスとなります。これについては、要介護1の方が12回、
要介護4の方が5回利用されております。

(11) 随時対応サービス相談内容になりますと、一番多いのは誤報で
した。話し相手が2回、誤報が11回、その他4回ということで、その他
4回につきましては通報確認等という報告になっております。

次の(12) 随時訪問サービスの利用回数、これは(11)の随時対応
サービスの判断に基づいて行うサービスのため、内容のとおり、随時訪問
は必要ないということで0回となっております。

(13) 訪問看護利用延べ回数、これにつきましても要介護1の方は0
回、要介護4の方で5回となっており、これも平均しますと、要介護4の
方でも、1日当たり0.17回と極端に少なくなっております。

最後ですが、本サービスの推進等につきまして、千代田区では、区長の議会招集挨拶にもありましたとおり、地域包括ケアの中核的サービスに成り得るサービスと位置づけて、指定事業者による周知だけではなく、適切な事業運営のための支援を区の方としても積極的に実施していく予定です。利用者へのサービス内容等の周知、ケアマネジャーへの研修等実施を柱に、本サービスの推進を図っていきます。それに伴いまして、(1)～(4)に書かれていますとおり、『区のお知らせ』で4月5日号の1面に掲載させていただきました。また『介護保険だより』で介護保険利用者の方、全てに周知できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する記事を掲載しております。

また、昨日のケアマネ連絡会の中でも本サービスについての講演会、また質問回答ということでケアマネジャーを含め約80名ぐらいの参加者を対象に、研修会を実施しております。また、6月中旬には、本サービスにおける連携推進会議を区が開催を支援して、実施していく予定でございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況に関する報告は以上です。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局のご説明に関して、何かご意見、ご質問を賜りたいと思います。なお、円滑な議事進行を図るため、発言は簡潔に、また発言の際にはお手数ですが挙手をしていただきまして、お名前をおっしゃってからご発言をいただきたく、ご協力をお願いいたします。

いかがでしょうか。まだ4月から始まったばかりのことで、1カ月だけのことですので、わからないことも多いと思いますが。

○加賀副委員長 これ、前は中央区か文京区から利用者がいましたよね。

○平林係長 文京区でしょうか。

○加賀副委員長 この事業が始まる前に、文京区の方で実施していると思いますが。

○平林係長 それは、夜間対応型訪問介護のことです。

○加賀副委員長 たしか1名しかいなかったのですか。

○平林係長 2名です。

○加賀副委員長 2名でしたか。

○廣瀬委員 これは認知症に限ったわけではないわけですよね。

○平林係長 利用を申し込まれた方が認知症の方だったと認識しています。

○廣瀬委員 それと、さっきから出てくるグッドライフ24というのは。かんだ連雀はわかるのですけれども、これはどこに。

○平林係長 事業所は飯田橋にあります。この事業所は今、3名の利用者を実施していますが、事業所が飯田橋にあるので麹町地域の利用者を担当しているものではありません。先ほどは説明が不足しておりました。

○飯島委員長 3名ともグッドライフの方の利用者なのですか。

○平林係長 実施事業者はグッドライフ24ですが、このサービスの利用を計画したケアマネジャーは、他の居宅介護支援事業所のケアマネジャーです。

- 飯島委員長 だから、今回の3名の方はグッドライフのサービスを受けているわけですね。
- 平林係長 そうです。
- 飯島委員長 認知症で独居ということなのですが、近くにご親族がいるとかそういうことなのですか。
- 平林係長 まだ個人情報については報告されておらず、実績数に限っています。
- 飯島委員長 本当に認知症の方が地域で、独居で生活できるのであれば、それなりに価値があるサービスだと思いますが。
- 萩原委員 この(11)のところ、誤報というのが11回あるのですけれども、ちょっと初歩的なことで申しわけないのですけれども、自分で電話をするわけですね。
- 平林係長 説明が不足しておりましたが、電話ではありません。
- 萩原委員 ボタンを押せば通じるというものでしたよね。
- 平林係長 萩原委員のご説明どおりです。ボタンを押してしまうようです。簡単に押すことができ、話しもできます。
- 萩原委員 いろいろな機能がついていますよね。
- 加賀副委員長 機械にセットだとか、しゃべるのもあるだろうし、ボタンだけのものもあると聞いていますが。
- 平林係長 現在、このサービスで使用されているのは、委員がおっしゃったように、ただボタンを押せばすぐに話すことができる機器です。ほかの機能はついていないものです。
- 萩原委員 簡単に使えるという。
- 平林係長 機械の真ん中にある大きなボタンを押すだけで、オペレーターとつながります。
- 萩原委員 それは固定してあるのですか。
- 平林係長 携帯電話と同じと考えていただいて結構です。
- 萩原委員 そうですか、わかりました。幼稚園や何かが、子どもが使っているこのぐらいのものでいいですね。
- 平林係長 見守り携帯と言われています。
- 萩原委員 見守り携帯のことなのですか。そうなのですか。わかりました、すみません。
- 飯島委員長 すぐにつながるし、つながったときにオペレーター側には何が、どういう方が連絡してきたというのが一目でわかる。
- 萩原委員 わかりました。見守り携帯。
- 飯島委員長 よろしいでしょうか。それでは、引き続きこれから普及を図っていく事業だと思いますので、状況を教えていただけたらと思います。
- では、よろしいでしょうか。次に進ませていただきます。
- 議事2、認知症対応型通所介護・予防介護認知症対応型通所介護の指定について、まず事務局の方から説明をお願いいたします。
- 古田高齢 では、引き続き担当から説明します。

介護課長
○平林係長

では、引き続き私からご説明をさせていただきます。

委員の方には事前にたくさんの資料をお送りして申しわけありませんでした。事前資料と、本日お配りした資料をもとに説明させていただきます。

まず、事前資料に係る説明をご覧ください

1～14まで付番してありますが、これにつきましては、委員の皆様にご覧いただき、本日お配りした資料のと通りの順番になっております。

資料2でございます。よろしいでしょうか。

まず項番1の指定申請書ですが、事務局で確認した段階で、申請書の内容について不備はございませんでした。

2番目、指定に係る記載事項、これも申請書と同じように申請書類の内容に不備はありませんが、電話・FAXについては現在NTTに申請中ということで載せてございません。従業員の職種・員数については兼務を含めて内容に不備はございませんでした。

3番目、申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等という項目につきましても、申請書類の内容に不備はございませんでした。

4番目、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表、これにつきましても申請書類の内容に不備はございませんでした。

5番目、管理者の経歴、これについても申請書類の内容に不備はございませんでした。

6番目と7番目につきましては、後程ご説明させていただきます。

次に、8番目ですが運営規程・重要事項説明書・契約書とあって、介護保険の事業者が利用者と契約をする際に、必ず事業者から利用者に説明してから契約をしなければいけない書類がございますが、これについて軽微な変更はございましたが、今後、担当部署で指導していくということで問題は無いと考えております。

9番目、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要ということで、これにつきましても、申請書類の内容に不備はございませんでした。

10番目、サービス提供実施単位一覧表、これについても内容に不備はございません。

皆様方にお配りした資料の中の11番目、当該申請に係る資産の状況ということで、決算報告及び資産の状況を事前に送付させていただきましたが、これにつきましては、平成22年2月、認知症対応型通所介護の本体施設として、場所は淡路町二丁目再開発地高齢者施設運営事業者として、区でプロポーザル方式によって、社会福祉法人奉優会に決定した経緯があります。その際に、提出されていた財務状況、特に問題はなく事業運営がなされているということをもって、この認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業においても、安定した運営が見込まれると事務局では考え、これについても問題ないと判断しております。

次に12番目、地域密着型の介護サービス費の請求に関する事項について

ても、内容に不備はございませんでした。

13番目、法第78条の2以降に係る誓約書についても内容に不備はございません。

最後になりますが、14番目、役員の氏名等についても内容に不備はございませんでした。

また、本件の補足として、認知症対応型通所介護の特色などについて説明いたします。認知症対応型通所介護とは、認知症ケアを専門に少人数、12人以下の家庭的な雰囲気で行われる介護保険サービスという位置づけになっております。

優つくりデイサービス淡路は、単独型施設という施設分類になります。単独型施設の定義では、専用の施設として利用できる、デイサービス専用の施設として利用できるタイプということになっております。このほかに併設型施設という類型もあり、特養や老健に併設されているタイプのデイサービスです。また、共用型施設もあり、これにつきましては、グループホームなどの共用部分、この共用部分は食堂とか居間ですが、これを利用・指定するデイサービスです。

繰り返しになりますが、今回、指定の審議に挙げているサービスにつきましては、単独型施設ということになります。

また、認知症対応型デイサービスと一般デイサービスの違いについて簡単にご説明しますと、当然ですが、認知症対応型については、地域密着型サービスのために利用者は区民に限られます。一般デイサービスにつきましては、事業所の営業区域内の住民であれば可能です。

次に、この事業の指定ですが、認知症対応型デイサービスにつきましては、区市町村が指定権者になります。一般デイサービスにつきましては、普通の居宅サービスであるため、指定権者は都道府県になっております。

最後になりますが、認知症対応型の通所介護の方が、一般の通所介護より報酬単価が高く設定されております。例えば、要介護3の方が認知症対応型通所介護を7時間から9時間使った場合には、自己負担が1,377円になりまして、一般のデイサービスですと1,013円、約360円ぐらい認知症対応型のほうが高くなっております。一般のデイサービスと認知症デイサービスの違いについて、説明させていただきました。

次に、資料2-②、現地調査報告ということで、お配りしてあります資料に基づいて説明させていただきます。

本日、お配りした資料の中で、現地調査報告と表記されている資料です。

最後のページですね。今日お配りした。

○古田高齢
介護課長

○飯島委員長

今の資料の下にあるかと思えます。資料2-②というやつです。

○平林係長

まず、調査日及び調査員につきましては、平成25年5月7日火曜日、介護事業指定係長、平林と担当の本多、2名で現地調査を行いました。

調査場所ということで、優つくりデイサービス淡路。先ほど、介護保険

運営協議会でご説明したとおり、住所が神田淡路町2-109、最寄駅として東京メトロ・都営地下鉄の小川町駅徒歩3分と書いてあります。

併設施設として、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護を併設しております。

現地の対応者は、本サービスの管理者の長井淳子さんという方に確認させていただきました。

調査項目についてですが、まず、備品類の状況ということで、机、椅子が、利用定員の12人分。ベッドが2台、送迎用の車が2台ということになります。これにつきましては括弧書きで書いてありますとおり、現在、西神田在宅サービスセンターを開設しているため、6月1日と2日で全ての備品類を搬入して、6月3日からサービスを開始するという事になっております。

次に、その他の設備についてです。エレベーターが1基ございます。あと入り口扉、これは電気錠、オートロック付きとなっております。また、先程説明しました併設施設、短期入所生活介護（ショートステイ）につきましては、7階と8階で各10室、合計20室あります。この設備基準にあります調理室、これは事前資料の32ページの写真のとおりでございます。

⑤ナースコールですが、トイレ、浴室、静養室、これも写真をつけてございますが、26ページ、27ページの写真のとおりでございました。受信機、これにつきましては事務室にございます。

次に、人員基準ですが、勤務表の確認ということで、従業員者の勤務の体制、勤務形態について確認をしてまいりました。予定で確認しておりますので、実際の人員配置は、6月3日のサービス開始後に、再度事務局で再確認をしたいと思っております。

次に、苦情についてですが、苦情相談の概要というものを確認してきました。

最後ですが、介護保険費用以外の利用料ということで、食費について800円を徴収するということを確認してきました。内訳としては昼食代が750円、おやつが50円ということになっております。

以上が資料2と2-②のご説明ということで、これをもとに審議をいただければと思います。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対してご質問ございますでしょうか。

○泉田委員 ちょっと教えていただきたいのですが、資料2に書いてあります「プロポーザル方式により決定した」ということなのですけれども、このプロポーザル方式をちょっと簡単にご説明いただきたいのです。実際にこういった応募するのだらうと思うのですけれども、どれぐらいの応募があるのかを教えてくださいませんか。

○古田高齢 このときには2法人から提案がございまして、審査会を開きまして、点

- 介護課長 数制で、点数を積み上げてこの奉優会の方が高かったという経緯でございます。通常、何か施設を誘致するときにプロポーザル形式でいろいろなご提案をいただいて、なるべくいい施設を、またなるべくいいサービスをしていただきたいということで、単純な価格、入札みたいなことではなくて、こういった提案型の公募をかけるということが通例になってございます。
- 飯島委員長 ただ、22年の2月ということで3年前なのですよね。これは別に構わないのですか。3年間の間に財務状況が悪化しているとか。
- 古田高齡
介護課長 そうですね。当然、この業者を選定する段階と、実際にその事業に指定する段階で時期が異なりますので、まさに単純にプロポーザルでよかったからということではなくて、この今の現状というところも一定程度把握をさせていただいてというところもございます。当然、奉優会という団体のこれまでのほかの区での実績なんかも勘案して、プロポーザルで選ばれているところがございますし、そういったほかの区からの情報というのも横の連絡の中に入って来るというところもございますので、奉優会に関しては大丈夫だと思っております。
- 飯島委員長 ほかに何かご質問ありますでしょうか。
- 加賀副委員長 実際、千代田区は箱ものというのはどの程度計画をしていますか。そこでまた、施設の種類はどのようなのですか。
- 古田高齡
介護課長 そうですね、いわゆる特養については、千代田区において、ほかの区に比べて一定水準以上だということはございます。特養に関しては23区の中では上位に入っているのですが、特養に関しては。老健に関しては、千代田区にはないということもございますし、施設需要というものが一定程度、千代田区においてもまだあるということは認識しているところではあります。
- 飯島委員長 よろしいでしょうか。
- 加賀副委員長 はい。
- 萩原委員 この奉優会というのはいきいきの中でやっているところですか。
- 平林係長 いきいきプラザは、社会福祉法人東京栄和会です。
- 萩原委員 あれは栄和会がやっているのですか。
- 古田高齡
介護課長 奉優会は、今、西神田でデイサービスをやっているところです。
- 萩原委員 西神田の社協が入っているビルの1階のところ。
- 古田高齡
介護会長 1階、2階でデイサービスをやっているあの事業所です。おととしまでは、そこも社協がやっていたのですが、昨年度から奉優会になっています。

- 大島委員 社協のビルが古くなったからということですか。
- 古田高齡
介護課長 そうですね。古くなったからということもあるのですが、高齢者総合サポートセンターができるときに、社協もシルバー人材センターもサポートセンターのところに移転するという計画もございましたので、そういう意味では、もともとそれを機に在宅支援サービスセンターだけ残るといよりは、ちょうどこの淡路のところでデイサービスをやられるということでしたので、タイミング的にはちょうどいいということもございまして、利用者の方にお聞きしたところ、ちょっと離れてはいるのですがけれども、送迎とかございますので、新しい施設で入浴のサービスもあるということでしたら、ぜひそちらのほうがということもございました。
- 萩原委員 定員はちょっと増えましたか。
- 古田高齡
介護課長 全体の定員としては増えます。ここで認知症対応型のサービスを入れるということで、一般のデイの方は若干減るのですが、合計数としては増えるという形です。
- 大島委員 あと、事務的なことなのですが、今年、先ほどの巡回サービスに関する業者指定にかかわらせていただいて、必ずこういった地域密着の業者選定には委員が何らかの形でかかわると思っていたところに、淡路の資料が送られてきて、かかわった覚えがないなど。いきなり何なのだろうと思ったのです。区の方はずっと引き継がれているのでご存じだと思うのですが、ちょっと委員としては唐突の感じで、これから選ぶのにしては6月開所に変だなと。
- それから、西神田からの承継というか継承であるということも書いていなかったもので、いきなり絵図で、ジロールとかみたいに前触れなく出てきた。もうちょっと、資料の問題なのですが、そういったご説明があればよかったですと思いますので。
- 古田高齡
介護課長 そうですね。もっと早い段階で。確かにこの審査はこの時期ということはあるのですが、当然もっと前から計画自体は進んでいるわけですので、こういったところに、やがてはその審査が来るよという情報提供を、早目に早目にしていけばよかったですなということだと思いますので、そこは次回以降というか今後は気をつけてまいりたいと思います。
- 加賀副委員長 千代田区が一番弱い面というのはリハビリなのです。この段階でもまだそういったデイサービスのリハビリがないので、これからは介護の通所リハビリとか、そっちをどんどん中心に進めてほしい。そういったリハビリテーションについて僕は一番期待しているところなのですが、それが足りなさそうな感じがします。さっきの資料でも、リハビリは全然足りない、少ないです。それを中心にいろいろと計画を立てて実施していただければ。
- 古田高齡
介護課長 通所リハビリのサービスに必要な医師の配置ということがやはりネックになっていまして、診療所の併設であるとか、病院の併設という形になりますので、その制約はあります。区としてもなかなか通所リハビリを設

置するのが難しいということもあって、高齢者総合サポートセンターの計画では、九段坂病院と連携しながらそれをお願いするということをしているのですが、それ以外にも、いわゆるデイサービスの中で、リハビリまではいかないのですが、機能訓練的なことに力を入れていくということが行われていまして、この淡路の施設についてもそういった取り組みを強化してもらうという計画にはなっています。

○加賀副委員長 PTさんは入れるのですか。

○古田高齡 介護課長 PTの配置まではできていないのですが、そういった器具を設置します。

○加賀副委員長 機能訓練指導員さんが3名。

○古田高齡 介護課長 そうですね、器具を設置して、指導ができるような形はとっております。ですので、リハビリと言ってしまうと語弊がありますが、リハビリ的なデイサービスというような言い方をしています。

○加賀副委員長 これからは圧倒的にリハビリテーションの数がふえます。その辺の対応を。他区からみんな来ていますので。この辺を重点的に、早急に。

○古田高齡 介護課長 課題だというふうに考えております。

○加賀副委員長 9月からは大体具体化しますか。

○古田高齡 介護課長 九段坂病院のほうでは、通所リハというのは場所が必要ですが、訪問リハビリであれば今の病院でもできるということで、サポートセンターと併設で新しい病院になる前から取り組むという方針で、今、調整をしているところです。

○飯島委員長 機能訓練指導員というのは看護職員ですね。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

今の追加のご意見がないようでしたら、本委員会として社会福祉法人奉優会からの申請の、委員会として新規の指定をしてよいかということですが、可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○飯島委員長 どうもありがとうございました。

それでは、可ということで事業を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3番目、今後のスケジュール等についてということで、この委員会は新規の事業者指定の案件があった場合にこの委員会を開くということになっておりますので、またその辺があれば改めて通知をお送りするということになります。

以上で、予定されていた議事は終了ですが、全体を通して何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

あと、配付資料の中に意見集約表が入っています。この会についてご意見、ご質問がございましたらファクス、メールなりで高齢介護課宛てに送付していただきたいというふうに思います。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。
ご協力どうもありがとうございました。

〈閉会〉